

令和2年第5回（9月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第106号	上越市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について	収納課	1～4
議案第99号	令和2年度上越市一般会計補正予算(第5号)	財政課ほか	5～13

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第106号
提 出 課	収納課

上越市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について

1 改正理由

租税特別措置法の一部改正を受け、それぞれの条例で規定する延滞金及び還付加算金の特例で用いる割合について、同法の改正に合わせて取扱いを改めるほか、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 第1条の規定による上越市督促手数料及び延滞金徴収条例、第3条の規定による上越市営住宅条例、第4条の規定による上越市介護保険条例及び第5条の規定による上越市後期高齢者医療に関する条例の改正内容

延滞金の割合の特例について、文言を整備する。(第1条の規定中附則第2項、第3条の規定中附則第9項、第4条の規定中附則第9条及び第5条の規定中附則第3条関係)

- (2) 第2条の規定による上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の改正内容

ア 延滞金の割合の特例について、文言を整備する。(附則第2項関係)

イ 還付加算金の割合の特例について、各年の還付加算金特例基準割合(平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合)が年7.25パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、その還付加算金特例基準割合とする。(附則第3項関係)

3 施行期日

令和3年1月1日

4 上越市督促手数料及び延滞金徴収条例等改正案新旧対照表

- (1) 第1条の規定による上越市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パー</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に</u> 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合 <u>に</u>年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下 <u>同じ。)</u>が年7.3パー</p>

<p>ントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年 _____ における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>ントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に _____ 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に _____ 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>
--	--

(2) 第2条の規定による上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（<u>租税特別措置法</u>（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年 _____ における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p> <p style="text-align: center;">(還付加算金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、各年の<u>還付加算金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に _____ <u>租税特別措置法</u>（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 _____ に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下 _____ 同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に _____ 年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に _____ 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p> <p style="text-align: center;">(還付加算金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、各年の<u>特例基準割合</u>が _____ 年 _____ 年7.25パーセントの割合に満たない場合</p>

<p>には、第12条第2項に規定する還付加算金（以下この項において「<u>還付加算金</u>」という。）の計算の基礎となる期間であってその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年7. 25パーセントの割合」とあるのは、「<u>附則第3項に規定する還付加算金特例基準割合</u>」とする。</p>	<p>には、第12条第2項に規定する還付加算金_____の計算の基礎となる期間であってその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年7. 25パーセントの割合」とあるのは、「<u>附則第2項に規定する特例基準割合</u>」_____とする。</p>
---	---

(3) 第3条の規定による上越市営住宅条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>9 当分の間、第20条第2項に規定する延滞金の年14. 6パーセントの割合及び年7. 3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____</p> <p>中においては、年14. 6パーセントの割合にあつては<u>その年_____</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>9 当分の間、第20条第2項に規定する延滞金の年14. 6パーセントの割合及び年7. 3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の<u>前年に_____</u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下_____同じ。）が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14. 6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に_____年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合）とする。</p>

(4) 第4条の規定による上越市介護保険条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第9条 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14. 6パーセントの割合及</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第9条 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14. 6パーセントの割合及</p>

<p>び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年_____における<u>延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下_____同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に</u>_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に</u>_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>
--	--

(5) 第5条の規定による上越市後期高齢者医療に関する条例の一部改正
(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（_____）中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年_____における<u>延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下_____同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に</u>_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に</u>_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第99号
提出課	財政課

歳入科目 (P16～P17)	12款1項1目	地方交付税
歳入科目 (P22～P23)	23款1項1目	総務債

単位：千円

	補正前	補正額	補正後
普通交付税	17,843,000	249,705	18,092,705
臨時財政対策債	3,733,600	△ 120,200	3,613,400
合計 (実質的な普通交付税)	21,576,600	129,505	21,706,105

【補正内容】

普通交付税 249,705 (①-②-③)

基準財政需要額が当初見込みに比べて増加したことに伴い、交付税額が増加したため補正するもの

○増減内容

基準財政需要額 (臨時財政対策債振替前)	144,093	…①
・個別算定経費	212,323	
・公債費	△ 4,117	
・包括算定経費	△ 37,120	
・地域の元気創造事業費	△ 12,460	
・人口減少等特別対策事業費	△ 15,402	
・地域社会再生事業費	24,358	
・調整額	△ 23,489	
臨時財政対策債発行可能額	△ 120,162	…②
基準財政収入額	14,550	…③
・市民税 (個人) 所得割	△ 10,431	
・市民税 (法人) 法人税割	△ 24,786	
・固定資産税	249,069	
・地方消費税交付金	△ 198,752	
・法人事業税交付金	△ 3,021	
・その他の交付金等	2,471	

臨時財政対策債 △ 120,200

臨時財政対策債発行可能額が、当初見込みに比べて減少したため補正するもの

歳入科目 (P20~P21)	18 款 2 項 1 目	不動産売払収入
----------------	--------------	---------

単位：千円

	補正前	補正額	補正後
土地、建物売払収入	81,404	58,072	139,476

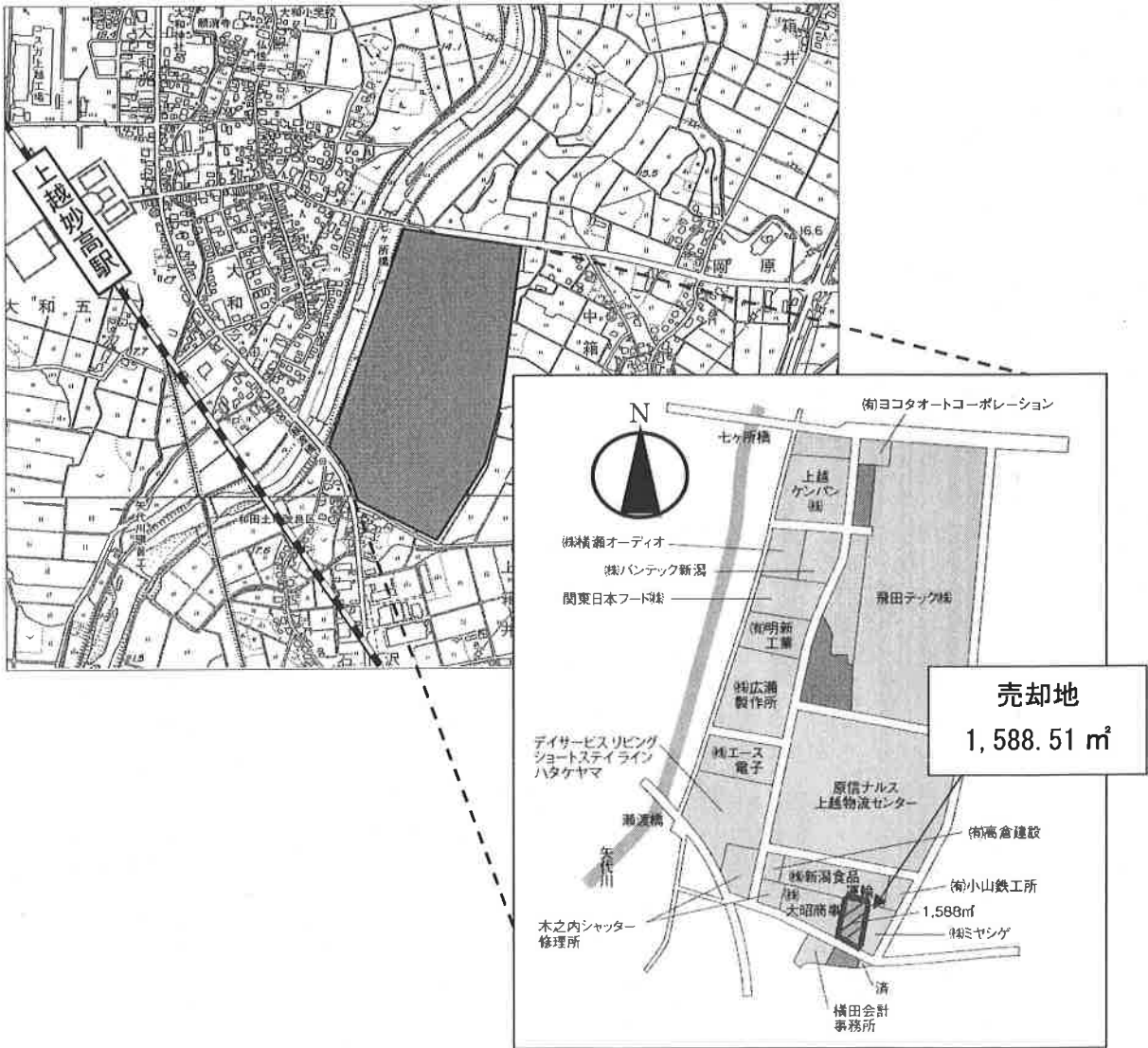
【補正理由】

和田第二企業団地及び藤野新田市有地の売却に係る土地売払収入を増額するもの

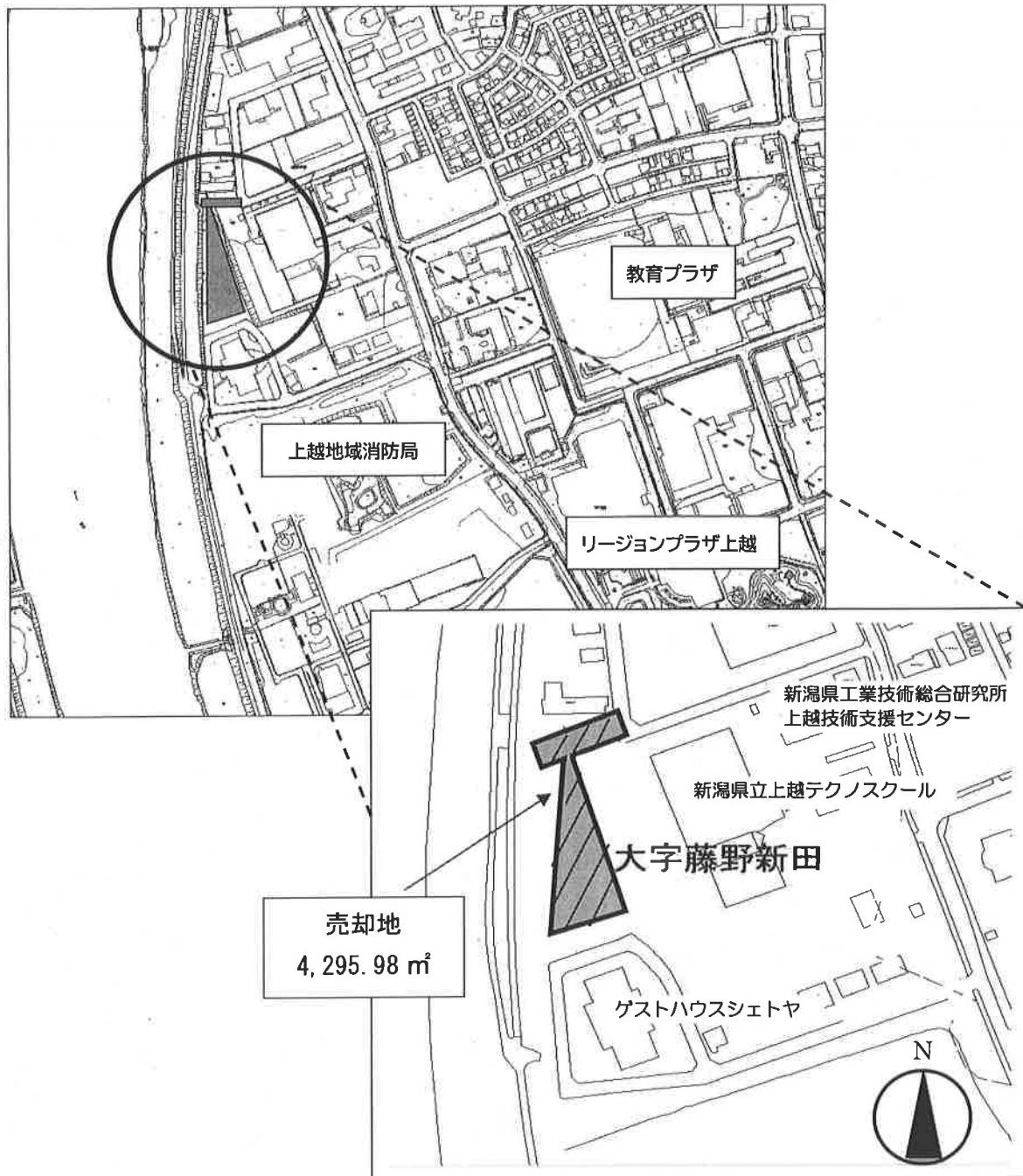
【補正内容】

土地売払収入 (旧土地開発公社分) 58,072

- (1) 和田第二企業団地 (石沢地内 1,588.51 m² 23,828 千円)



(2) 藤野新田市有地 (藤野新田地内 4,295.98 m² 34,244 千円)



提出課	財政課
-----	-----

歳入科目 (P22~P23)	20 款 2 項 6 目	減債基金繰入金
----------------	--------------	---------

単位：千円

	補正前	補正額	補正後
減債基金繰入金	76,923	118,644	195,567

【補正理由】

第三セクター等改革推進債の繰上償還の財源として増額するもの

【補正内容】

減債基金繰入金 118,644

<参考>

○減債基金の令和2年度末残高見込み

	右記以外の 市債償還分	第三セクター等改革推進債 繰上償還分			減債基金 残高
		積立金	繰入金	残高	
令和元年度末	(残高) 28,215 ①	-	-	104,924 ②	133,139 (①+②)
令和2年度 現計予算額	(積立金) 3 ③	32,571	76,923	60,572 ④	88,790 (①+③+④)
9月補正額	-	58,072	118,644	-	-
令和2年度末	(残高) 28,217 ⑤	90,643	195,567	0 ⑥	28,217 (⑤+⑥)

※端数処理のため、表中の計が一致しない場合がある。

歳出科目 (P24~P25)	2 款 1 項 6 目	財産管理費
----------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
減債基金積立金	32,574	58,072	90,646

主な補正財源		主な経費	
財産収入	58,072	積立金	58,072

【補正理由】

土地開発公社から代物弁済により取得した和田第二企業団地及び藤野新田市有地の売払収入があったことから、減債基金への積立金を増額するもの

【補正内容】

減債基金積立金 58,072

<参考>

○減債基金の令和2年度末残高見込み

	右記以外の 市債償還分	第三セクター等改革推進債 繰上償還分			減債基金 残高
		積立金	繰入金	残高	
令和元年度末	(残高) 28,215 ①	-	-	104,924 ②	133,139 (①+②)
令和2年度 現計予算額	(積立金) 3 ③	32,571	76,923	60,572 ④	88,790 (①+③+④)
9月補正額	-	58,072	118,644	-	-
令和2年度末	(残高) 28,217 ⑤	90,643	195,567	0 ⑥	28,217 (⑤+⑥)

※端数処理のため、表中の計が一致しない場合がある。

提出課	用地管財課
-----	-------

歳出科目 (P24~P25)	2款1項6目	財産管理費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
財産管理費	86,386	1,000	87,386

主な補正財源		主な経費	
一般財源	1,000	報償費	1,000

【補正理由】

市有地の売却に当たり、購入希望者の情報を市へ提供した情報提供者への報奨金を増額するもの

【補正内容】

項目		補正前	補正額	補正後
報償費	市有地売払情報提供報奨金	0	1,000	1,000

- ・要綱に基づき、情報提供者へ市有地売払価額の3%を支払うもの

市有地売払価額 34,870,469円

34,870,469円×0.03=1,046,114円(100万円を上限とするため、100万円を支出)

歳出科目 (P24～P25)	2 款 1 項 22 目	駐車場管理費
----------------	--------------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
駐車場管理費	25,806	355	26,161

主な補正財源		主な経費	
一般財源	355	補償、補填及び賠償金	355

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少した施設の指定管理者に対し、協定に基づき、7月から9月までの減収分を補填するもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

項目	補正前 (6月補正予算額)	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	733	355	1,088
指定管理減収補填金	733	355	1,088

○補填対象施設

施設名	指定管理者	補填見込額		計
		4～6月	7～9月	
上越市大手町駐車場、上越市高田駅前立体駐輪駐車場	上越市本町三丁目商店街振興組合	539	549	1,088

○6月補正予算額に対する補填見込額（4～6月）の主な減少要因

- ・6月の駐車場利用が回復基調となり、当初見込みよりも利用料金収入が増加したため

○補填見込額（7～9月）算定における主な考慮事項

- ・新型コロナウイルス感染症の感染者数が再び増加しはじめた影響を受け、会食や外出、帰省等の自粛により、7月及び8月の利用件数は減少傾向である。

歳出科目 (P26～P27)	2 款 1 項 26 目	市民プラザ費
----------------	--------------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
市民プラザ管理運営費	82,268	2,498	84,766

主な補正財源		主な経費	
一般財源	2,498	補償、補填及び賠償金	2,498

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少した施設の指定管理者に対し、協定に基づき、7月から9月までの減収分を補填するもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

項目	補正前 (6月補正予算額)	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	7,247	2,498	9,745
指定管理減収補填金	7,247	2,498	9,745

○補填対象施設

施設名	指定管理者	補填見込額		計
		4～6月	7～9月	
上越市市民プラザ	株式会社上越シビックサービス	5,354	4,391	9,745

○6月補正予算額に対する補填見込額（4～6月）の主な減少要因

- ・6月の貸室利用が回復基調となり、当初見込みよりも利用料金収入が増加したため

○補填見込額（7～9月）算定における主な考慮事項

- ・利用件数は過去3か年平均と比べ67%程度まで回復してきており、8月の予約も堅調である。

提出課	財政課
-----	-----

歳出科目 (P34~P35)	12款1項1目	元金
----------------	---------	----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
地方債元金償還費	12,473,566	1,358,977	13,832,543

主な補正財源		主な経費	
一般財源	1,358,977	償還金利子及び割引料	1,358,977

【補正理由】

第三セクター等改革推進債の繰上償還を行うもの

【補正内容】

第三セクター等改革推進債の繰上償還に係る元金償還費 1,358,977

項目	補正前	補正額	補正後
定時償還分	11,294,582	0	11,294,582
繰上償還分	76,923	1,358,977	1,435,900
借換分	1,102,061	0	1,102,061
計	12,473,566	1,358,977	13,832,543

※本繰上償還後の第三セクター等改革推進債残高（令和2年度末見込み）は、約66.6億円